

## 伊方原子力発電所の再稼働と避難計画の再検討を求める意見書

未曾有の大災害を引き起こした、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原発事故から5年が経過しました。未だに福島県民約10万人が県内外への避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず終息には至っていません。

4月14日、16日には熊本県を中心に震度7を観測する大きな地震が発生しました。この地震により熊本県では多くの方が犠牲となり、その後収まることのない余震などにより熊本、大分の両県においては、建物や道路に甚大な被害が起きました。

こうした状況の下、原子力規制委員会は新規制基準に適合した伊方原発3号機の再稼働の準備が進められています。

伊方原発の直近には日本で最大の活断層帯、中央構造線があります。専門家の間では、熊本、大分地震は近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震の活動の一つの見方もあります。

福島第一原発事故の際、放射性物質は風向きによって太平洋側にも流れました。伊方原発は日本で唯一内海に建設された原発であり、閉鎖水域である瀬戸内海が過酷事故になれば、四国、九州、中国地方と、どの方向の風向きにでも広大な地域が放射能に汚染されます。豊後水道をはじめ周防灘への影響もはかり知れません。

また、大分県にも遮るもののない海上を一直線に放射性プルームが飛んで来ることが予想されます。大分県民もまた愛媛県民と同様、避難民とならざるを得ないかもしれません。直線距離で100キロメートル程の中津市にも被害が及ぶものと思われまます。そのことで中津市の水産業や農業、また観光などに大きな打撃を受けることになります。

昨年11月8日と9日に、大分県も参加して行われた伊方原発事故に対処する避難訓練は、地震や津波による道路や港湾施設等の被害などは想定されずに行われています。伊方原発30キロメートル圏内の避難計画に対する国の検討や判断は十分なものとは言えません。再稼働に関しては、実効性のある避難計画が必要不可欠であり、新規制基準の要件として盛り込まれるべきです。したがって再稼働については再検討する必要があると考えます。

以上のことから、次の事項を強く要望します。

## 記

1. 伊方原発3号機の再稼働決定を再検討すること。
2. 国においては、原子力事故による放射能被害等、過酷事故の広範囲に及ぼす影響にかんがみ、周辺自治体を含めた実効性ある避難計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 6月23日

大分県中津市議会

【提出先】

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
経済産業大臣	林	幹雄	様
環境大臣	丸川	珠代	様